

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 14 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

抗原簡易キットの販売先について（その 4）

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和 4 年 1 月 5 日付け（令和 4 年 1 月 14 日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「1 月 5 日事務連絡」という。）において、感染拡大時の濃厚接触者の取扱い等が示されたところです。

今般、卸売販売業者が事業者等に対して検査に必要な抗原簡易キットを販売することについて、下記のとおり整理しましたので、御了知の上、貴管内関係業者等に周知方よろしく御配慮願います。

記

卸売販売業者に対して、1 月 5 日事務連絡の別添「抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書」を提出した事業者等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 138 条第 15 号に規定する販売等の相手方として厚生労働大臣が適当と認めるものとして取り扱って差し支えないこと。

なお、1 月 5 日事務連絡が改正された場合には、改正後の事務連絡に基づき、適宜読み替えて対応すること。